

返戻金制度

(紹介手数料の返還)

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後 1 ヶ月未満の場合: 紹介料の 100%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合: 紹介料の 80%

入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合: 紹介料の 30%

*払戻金制度は別に定めをする場合があります。その場合は「覚書」にて定めます。

大分県別府市亀川東町13-19

ジョブナース 人材紹介事業部

有限会社 ブックス 玉屋

厚生労働大臣許可: 44-ユ-300113